TOKYO 社衛

東京社交飲食

毎月1回10日発行　1部80円

4月号（4月10日）
（令和3年）第501号

発行元
東京都社交飲食業生活衛生同業組合
発行人　塚口　智
編集人　原口悟郎・岩崎直幾
〒160-0023新宿区西新宿7-10-12
（KKDビル502）
電話03(3369)0121　FAX03(3369)0123

- 東京都 -
新型コロナ
支援ナビ
必要な人に必要な情報を
都民
事業者
https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/

飲食店等「コロナ対策リーダー」登録

都の時短協力金に必要

新型コロナ対策で首都圏の1都3県は、3月21日の緊急事態宣言解除後も4月21日まで、飲食店等への営業時間の短縮要請（午前5時～午後9時、酒類提供は午前11時～午後8時）が出されている。また東京都の協力金については、3月8日以降の時短要請分から時短への全面的な協力、都の感染防止宣言ステッカー貼付に加え、店ごとの「コロナ対策リーダー」の選任・登録が支給要件に追加された。大阪市などでは「まん延防止等重点措置」が適用中だが、東京でも再び感染者が増えており時短要請の成り行きが注目されている。

都のホームページから登録

飲食店等における「コロナ対策リーダー」は、店舗ごとに1名、店長やマネージャーなどの責任者をリーダーに選任。店内の感染対策だけでなく利用客に対しても「会話の時はマスクをしてください」「大声で盛り上がっているところ恐縮ですが」などと切り出し、感染防止マナーを呼び掛ける役割を担う。

登録するには東京都防災ホームページのサイト（文末参照）からコロナ対策リーダーの登録フォームに沿って登録する。その際に都の感染防止徹底宣言ステッカー（虹のステッカー）の整理番号が必要。またリーダー登録の際、感染防止マナーを利用客に呼び掛ける旨を宣誓することが求められる。4月2日までに約4万500店が登録したという。

登録後は、東京iCDCが監修したe-ラーニング研修の動画をパソコン等で視聴し、確認テスト（計6問）を受け、合格すると王冠柄の「感染防止マナーお声がけ店」シールを入手できる流れ。このシールは、都の虹のステッカーに貼ることができる。

【コロナ対策リーダー事業の概要】

（1）対象

飲食・酒類を提供する店舗・施設

（2）内容

①リーダーの登録

・店舗ごとに店長やマネージャーなどの責任者を「コロナ対策リーダー」に選任し登録

・リーダーは感染防止マナーを利用客に呼び掛ける旨を宣誓

②研修の実施

・リーダーは東京iCDC監修のe-ラーニング研修（動画・確認テスト）を受講※

③修了シールの発行（オンラインでも可）※

・修了したことがわかるシールを発行し、感染拡大防止徹底宣言ステッカーに貼付。

【※】パソコンが不慣れな方向けの対策としてテキストによる研修、郵送による修了シール発送も実施（希望者は末尾の相談センターに連絡する）。

感染防止徹底宣言ステッカー・コロナ対策リーダーページのURL=https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html

【問合先】東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター☎03－5388－0567（9時から19時まで毎日）。

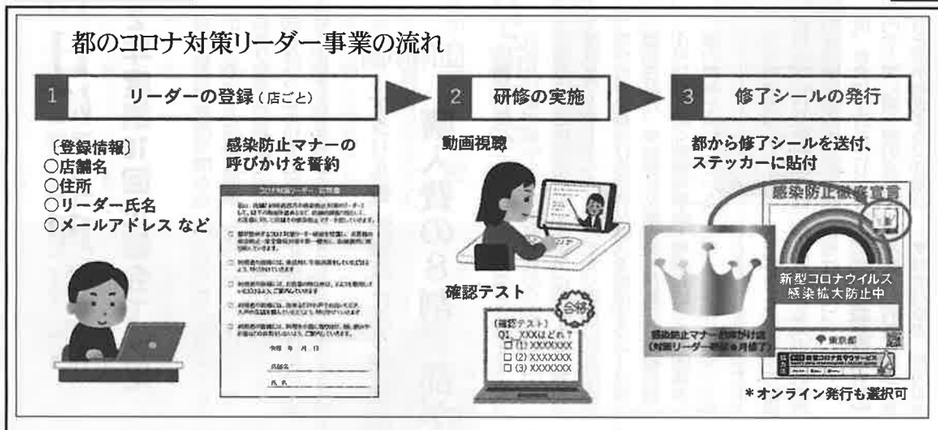

東京など「時短要請」続く

東京都の時短協力金・受付
3月8日～3月31日分は4月30日から
2月8日～3月7日分は4月26日で終了

新型コロナ対策で飲食店等に対する東京都の営業時間短縮要請に伴う感染拡大防止協力金のうち3月8日～31日の24日間が1店舗あたり124万円、4月1日から4月21日までの21日間は同84万円となる。

2月8日から3月7日の要請に伴う協力金（1店舗168万円）の受付は4月26日で終了する。なお同期間の申請では、コロナ対策リーダーの登録は求めていない。中小事業者向け専用サイトのURL=https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/feb/index.html

3月8日～31日の協力金の申請受付は4月30日から5月31日まで。専用サイトは4月8日に開設予定。

3月8日～31日の協力金は、午後8時までの時短要請だった緊急事態措置期間（3月8日から3月21日まで）が1日あたり6万円、午後9時までの時短要請に変わった宣言解除後の段階的緩和期間（3月22日から3月31日まで）が1日4万円で算出されている。

この協力金は元々の営業時間を短縮した場合に対象となる。時短の要請時間が3月22日から夜9時までに変わったことで、元々の営業終了時間が夜8時から9時までの店舗は、段階的緩和期間の協力金の対象外となるため、緊急事態措置期間（3月8日～3月21日）のみ協力金84万円を支給する。

4月1日～21日の協力金の申請受付期間などは東京都のホームページで公表するという。

同期間の協力金の申請でも3月8日～31日分と同様、全期間の全面的な時短への協力に加え、ガイドラインを遵守した上での都の虹のステッカー掲示や店ごとのコロナ対策リーダーの登録が必要になる。

【問合先】東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター☎03－5388－0567（9時から19時まで毎日）。

東京都の時短要請に伴う協力金　※4月7日現在

	要請期間	協力金	申請受付期間
①	2月8日～3月7日	168万円	3月26日～4月26日
②	3月8日～3月31日	124万円	4月30日～5月31日
③	4月1日～4月21日	84万円	未　定

各期間1店あたりの額。②は元々の営業終了時間が夜8時～9時の店は3月8日～3月21日分で84万円。②③は対策リーダー登録が必要

動画研修を開始

東京都は4月1日から飲食店の新型コロナウイルス感染対策を主導する「コロナ対策リーダー」向けの研修動画の配信を始めた。

リーダー登録した際のメールアドレスに送られるURLにアクセスしパソコン等で視聴する。動画の時間は約40分。基礎知識編のほか、実践編では「コロナ対策リーダー」向けの研修動画を開始する場面もある。

小池知事は「リーダーさんが中心となって感染防止対策の徹底、利用客へのお声掛けをお願いします」と話している。